

法令遵守マニュアル

2022年2月1日
特定非営利活動法人
リトルリーグ北関東連盟
理事長 川田裕夫

【基本姿勢】

特定非営利活動法人 地域の絆の理念に則り、社会的責任・使命を全うするためにも、各種法令・コンプライアンスを遵守する方法を「法令順守マニュアル」としてここに定める。

社会的責任・使命を全うするためには、社会からの信用・信頼は不可欠である。社会からの信用失墜行為は許されず、その為にも、本マニュアルを活用し、役員・スタッフとして法令順守に努めてもらいたい。

【基本原則】

1. 社会的責任と公共的使命を認識し、健全な法人運営を行います。
2. 法令とその意義を遵守します。
3. 自己責任原則を基本として、公正公平な法人運営します。
4. 大会参加者、法人役員・スタッフ、その他すべての関係者の人格を尊重し、青少年の健全な育成に貢献します。
5. 法人が社会に貢献する存在であることを意識します。
6. 暴力や圧力については断固とした態度で臨みます。
7. 地域社会に貢献し、地域の青少年により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
8. 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を諦めることなく、積極的に創造していきます。

【法令や法令遵守マニュアルに違反した場合】

1. スタッフの違反
 - ・違反行為に対しては倫理規定に基づいて除名を含む措置をとる場合があります。
2. 理事・監事の違反
 - ・役員に違反行為があった場合は理事会等において問責し、解任の手続きをとる場合があります。
3. 理事・監事の就任時誓約書
 - ・理事・社員は就任時に『法令遵守に違反行為があった場合には解任されることを承諾する』旨の誓約書を提出します。

【法令遵守担当者の役割】

1. 法令遵守担当者
 - ・法令遵守についてはコンプライアンス責任者がその責を負い、必要な報告を理事会等に行います。
2. 法令遵守担当者の役割：相互監視の原則
 - ・法令遵守担当者は互いにその行動の正しさを監視しあいながら、法令遵守のための啓発活動を行い、組織の中から上がってくる声を取り上げ、問題点を調査・記録し、代表理事への報告や問題是正を行います。
3. 法令遵守担当者会議
 - ・法令遵守担当者と理事長は役員・スタッフが法令を遵守しているかどうか、組織としての行動が法令を遵守しているかをチェックして、違反行動を未然に防止します。
4. 回答書の作成
 - ・法令遵守担当者は役員・スタッフから出されたコンプライアンス上の質問に答え、回答内容の記録を作成します。
5. 法令遵守研修など
 - ・法令遵守に関しては年1回以上、講習会を開催し大会参加者・その関係者・役員・スタッフの参加を義務付けます。

【取引相手に対する私たちの行動規範】

1. 情実取引の排除
 - ・役員・スタッフは縁故者や友人、その他何らかの個人的利害関係のあるご利用者や取引先が現れたとき、その旨を直属の上司に報告して情実的な関係に傾かないように考慮し、必要に応じて指示を受けなければなりません。
2. 公正な取引先選定
 - ・役員・スタッフは、品質、サービスの内容、価格、過去の実績、信頼度等を総合的に判断し、それに基づいて取引先を決定しなければなりません。
 - ・納入業者等から金品や接待を受けてはなりません。
 - ・必要に応じて入札、複数社からの相見積もりを取るなどの措置をとり、理事会においてその取引の公正性の説明を行います。
3. リベート要求の禁止
 - ・自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現であっても取引先に金品や接待を求めてはなりません。
 - ・許容範囲にあると思われる行為でも、それが第三者の目には不自然な行為に映る場合もありますので、注意を怠らぬように配慮します。

【行動規範】

1. 差別の禁止

- ・性別、国籍、思想、宗教、身体上の特徴、その他個人的な特性に基づいた差別はいかなる場合でも行ってはなりません。
- ・はっきりと差別であると言えない場合であっても相手に不快感を与える言動には注意しましょう。

2. セクハラ、パワハラの禁止

- ・いかなる場合においても、自分の地位や立場を利用して性的な関係を強要することは許されません。
- ・精神的な圧力をかけたり、不平等な労働を強要したりすることも許されません。
- ・異性が嫌悪感を抱く発言を繰り返すことや、環境を悪化させる行為、発言も禁止します。

3. 相互監視と保護の原則

- ・法令遵守のために立ち上がった役員・スタッフの相談や報告に対しては、十分な保護措置がとられることが大原則です。
- ・その活動に対して制約や報復、揉み消しなどの行為が行われることがないよう法人は配慮しなければなりません。
- ・役員・スタッフは法令遵守をしているかどうか互いに監視し合い、必要に応じて相手にアドバイスをおこなうよう心がけましょう。

4. 不透明な慣習の排除

- ・当法人においては、役員・スタッフの間で金品の提供は、中元・歳暮の類を含め禁止します。
- ・冠婚葬祭等に関しては、常識の範囲でこれを認めます。